

監査報告書

2020年11月9日

特定非営利活動法人 マドレボニータ
理事長 吉岡 正枝 様

監事 岡本 拓也
永田 恵美



私たちは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人マドレボニータの2019年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の事業報告書及び計算書類(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)について監査を行った。

私たちは、理事の業務執行の状況に関する監査に当たっては会合を持ち、必要と認める場合には質問を行った。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査に当たっては、帳簿や証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行った。

監査の結果、法人の業務は法令、定款及び2019年度の事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計原則に則って適正に処理されているものと認められた。

よって、私たちは、上記の事業報告書及び計算書類が、特定非営利活動法人マドレボニータの2020年9月30日をもって終了する事業年度の業務執行の状況、経営の状況及び同日現在の財産の状況を適正に表示しているものと認める。

[マドレボニータのトランジションに向けて]

マドレボニータは、理事長吉岡氏が1998年に「産後ケア教室」を開発して以来、教室事業の実施からインストラクターの養成、さらには産後ケアに関する書籍の出版を含む研究開発まで、その時々産前・産後の現場で必要とされていることに柔軟に対応し、活動の幅を広げてきた。組織のあり方も、2008年に特定非営利活動法人の設立、2017年には認定NPO法人となり、従来からの正会員、各種寄付金・助成金に加えて、クラウドファンディングなどを通じて、より多くの人々と繋がり、支援・支持を得ている。産後ケアをきっかけに人々が繋がりあう「プラットフォーム」を提供してきたことも特筆される。このように、マドレボニータの貢献もあって、産後ケアへの社会的な関心は高まりつつあるものの、キャッチフレーズである「すべての家族に産後ケア」を届けるという観点からは、収益構造を見直す必要があることが、2020年初め頃から外部支援に

よるコンサルティングを受けるなかで、明確になってきていた。

こうしたなか、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、3月以降は対面での産後ケア教室の開催が困難となったことで事業収益が大幅に減少し、6月以降はオンライン講座の開発や、シングルマザーのセルフケア講座、新養成コースプログラムの開発開始など、新たな取り組みも開始したが、一方で経営方針を巡る関係者間の意見の相違も生まれることとなった。

コロナ禍にあって、社会、そして家族の不安定化が進むなか、「すべての家族に産後ケア」を提供しようとするマドレボニータの果たすべき役割への期待は一層高まるなか、新年度、さらに12月の理事改選以降は、新たな体制、事業方針での運営が予定されており、これからマドレボニータにとっても大きな変化の時を迎える。新理事の就任に備え、既に団体のガバナンスのあり方に関する組織内の制度整備・研修や、NPOの財務知識・経営視点獲得など、経営体制の強化が図られる計画が準備されており、引き続き法人の業務が適切に執行されるよう、注視する必要がある。

以上